

安来市空家等の適正管理に関する条例骨子（案）に対する 意見募集（パブリックコメント）

安来市建設部建築住宅課

1. 背景と趣旨

全国的な人口減少や、社会ニーズ及び産業構造の変化に伴い空家等が年々増加しています。これらの空家等が適切に管理されなくなることで、火災の危険性や倒壊のおそれなどの安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたり問題が生じ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことになります。

そのような背景から、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の一部改正が令和5年12月13日に施行され、本市においても法に基づいて対応しています。本市では空家等の適切な管理に関し法に定めのない措置等の必要な事項を定めることにより、適正に管理されていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがないように、明るい住環境をめざし安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的としてこの条例を制定するものです。

2. 条例の概要

主な内容は次の2点です。詳しくは安来市空家等の適正管理に関する条例骨子（案）になります。

- ①所有者の責務として、空き家の適正管理を行うこと、相続が発生した場合は速やかに相続登記を行うように努めることとします。
- ②管理不全空家等のうち特定空家等候補に該当する空き家に対し非常の場合は緊急安全措置を市が行うことができるとし、措置に係った費用は特定空家等候補の所有者が負担します。

3. 意見募集期間

令和6年5月29日（水）から令和6年6月28日（金）17時（必着）

4. 意見を提出できる人

安来市内に空家等を所有する方又は管理をする方
安来市内に居住、通勤、通学する方
安来市内に事務所等を有する法人その他の団体

5. 意見募集に関する資料の閲覧場所

「安来市空家等の適正管理に関する条例骨子（案）」は次の場所でご覧いただけるよう公開しています。各庁舎での閲覧時間は8時30分から17時15分までになります。
（土曜、日曜、祝日を除く）

裏面へ

- 安来市ホームページ
- 安来庁舎（総合案内）
- 広瀬庁舎（広瀬地域センター）
- 伯太庁舎（建築住宅課）

6. ご意見の提出方法

意見提出様式又は任意の様式に氏名（団体の場合は、団体名及び代表者名）、住所（所在地）、電話番号を必ずご記入のうえ、次のいずれかの方法でご提出ください。

- 郵送の場合：〒692-0207 安来市伯太町東母里580 安来市建築住宅課あて
- ファクシミリの場合：0854-23-3381 安来市建築住宅課あて
- 電子メールの場合：kenchiku@city.yasugi.shimane.jp

表題を「安来市空き家等の適正管理に関する条例骨子（案）に対する意見」としてください。

- 直接提出する場合：伯太庁舎1階建築住宅課の窓口にご持参ください。

7. お寄せいただいたご意見の取り扱い等

いただいたご意見は、条例制定の参考にさせていただきます。ご意見の内容については、今回のパブリックコメント以外の目的には使用しませんが、個人情報を除いて公表される場合があります。ご意見に対して個別の回答は致しませんので、ご了承ください。

8. お問い合わせ

安来市建設部 建築住宅課 空き家対策係（伯太庁舎）

〒692-0207 安来市伯太町東母里580

電話：0854-23-3343

ファックス：0854-23-3381

電子メール：kenchiku@city.yasugi.shimane.jp